

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

ページ

告 示

○特定調達契約に係る入札の公告……………	(総務部総務課)	33
○騒音規制法に基づく規制地域等の指定の一部改正……………	(環境保全課)	35
○振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動を規制する地域等の指定の一部改正……………	(環境保全課)	35
○悪臭防止法に基づく規制地域等の指定の一部改正……………	(環境保全課)	36
○道営土地改良事業計画の決定……………	(農業施設管理課)	36
○道営土地改良事業変更計画の決定……………	(農業施設管理課)	36
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………	(治山課)	36
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………	(治山課)	37
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	37
○森林法による通知に代える公示……………	(治山課)	37
○道路の供用の開始……………	(道路整備課)	37
○道路の区域の変更及び供用の開始……………	(道路整備課)	38
道立小児総合保健センター告示		
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………		38
○特定調達契約に係る入札の公告……………		39

告 示

北海道告示第55号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年1月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 入札に付する事項

ア 調達をする特定役務の名称及び数量

北海道庁本庁舎清掃業務（8階から12階まで及び塔屋に限る。） 一式

イ 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
ウ 契約期間 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
エ 履行場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎

(2) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

ア 平成17年北海道告示第9号又は平成18年北海道告示第23号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。

イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

ウ 平成16年1月1日以降、資格審査の申請をする日までに道から一般競争入札において庁舎等清掃業務の受注実績がある場合には、契約の履行に関して改善命令等を受けていないこと。

エ 資本金の額が1,000万円以上及び清掃員を常時30人以上雇用していること。

オ 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、(1)のアに定める契約と種類及び規模をほぼ同じとする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

(3) 条件付一般競争入札参加資格の審査

ア この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、(ア)から(ウ)までに定めるところにより、(2)のウからオまでに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

(ア) 申請の時期 平成18年1月30日（月）から2月17日（金）まで

(イ) 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

(ウ) 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総務部総務課

イ 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

(4) 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部総務課

(5) 入札執行の場所及び日時

ア 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館庁舎12階共用会議室A（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部総務課）

イ 入札日時 平成18年3月8日（水）午前10時（送付による場合は、平成18年3月7日（火）までに必着）

ウ 開札場所 アに同じ。

エ 開 札 日 時 イに同じ。

(6) 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

(7) 入札説明書の交付に関する事項

ア 交 付 場 所 1の(4)に同じ。

イ 交 付 方 法 アの場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量250gに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、総務部総務課に申し込むこと。

(8) 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

(9) 最低価格の入札者を落札者とししない場合

この入札は、低入札価格調査の基準価格を設定しており、基準価格に満たない入札が行われた場合は、最低の価格でもって入札した者であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

(10) そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(4)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

ア 開札の時に於いて、(2)に規定する資格を有しない者のした入札、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(ア) 名 称 北海道総務部総務課

(イ) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011-231-4111 内線 22-113

(11) Summary

A. Nature and quantity of the services to be procured :

Cleaning of offices in the Hokkaido Government building (From 8th floor to 12th floor plus penthouse, inclusive)

B. Bid tendering date and time :

10:00 A.M., March 8, 2006

(If mailed, bids must arrive no later than March 7, 2006)

C. Contact point for notice :

Administrative Division, Department of General Affairs, Hokkaido Government.

Nisi 6, Kita 3, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8588 Japan.

Phone : 011-231-4111 Extension 22-113

2(1) 入札に付する事項

ア 調達をする特定役務の名称及び数量

(ア) 北海道庁別館庁舎清掃業務（3階から5階まで） 一式

(イ) 北海道庁別館庁舎清掃業務（6階から8階まで） 一式

(ウ) 北海道庁別館庁舎清掃業務（9階から12階まで） 一式

イ 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

ウ 契 約 期 間 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

エ 履 行 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館庁舎

(2) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

ア 平成17年北海道告示第9号又は平成18年北海道告示第23号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。

イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

ウ 平成16年1月1日以降、資格審査の申請をする日までに道から一般競争入札において庁舎等清掃業務の受注実績がある場合には、契約の履行に関して改善命令等を受けていないこと。

エ 資本金の額が500万円以上及び清掃員を常時15人以上雇用していること。

オ 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、(1)のアに定める契約と種類及び規模をほぼ同じとする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

(3) 条件付一般競争入札参加資格の審査

ア この入札は、政令第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、(ア)から(ウ)までに定めるところにより、(2)のウからオまでに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

(ア) 申 請 の 時 期 平成18年1月30日（月）から2月17日（金）まで

(イ) 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

(ウ) 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総務部総務課

イ 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

(4) 契約条項を示す場所

1の(4)に同じ。

(5) 入札執行の場所及び日時

ア 入 札 場 所 1の(5)のアに同じ。

イ 入 札 日 時

(ア) 北海道庁別館庁舎清掃業務（3階から5階まで）
平成18年3月8日（水）午前10時30分（送付による場合は、平成18年3月7日（火）までに必着）

(イ) 北海道庁別館庁舎清掃業務（6階から8階まで）
平成18年3月8日（水）午前11時（送付による場合は、平成18年3月7日（火）までに必着）

(ウ) 北海道庁別館庁舎清掃業務（9階から12階まで）
平成18年3月8日（水）午前11時30分（送付による場合は、平成18年3月7日（火）までに必着）

ウ 開 札 場 所 アに同じ。

エ 開 札 日 時 イに同じ。

(6) 入 札 保 証 金
平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

(7) 入札説明書の交付に関する事項

ア 交 付 場 所 1の(4)に同じ。

イ 交 付 方 法 アの場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量250gに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、総務部総務課に申し込むこと。

(8) 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

(9) 最低価格の入札者を落札者とししない場合
この入札は、低入札価格調査の基準価格を設定しており、基準価格に満たない入札が行われた場合は、最低の価格でもって入札した者であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

(10) そ の 他
平成16年北海道告示第448号の4の(4)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

ア 開札の時に於いて、(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(ア) 名 称 北海道総務部総務課

(イ) 所 在 地 1の(10)のイの(イ)に同じ。

(11) Summary

A. Nature and quantity of the services to be procured :

a. Cleaning of offices in the Hokkaido Government Annex. (From 3rd floor to 5th floor, inclusive)

b. Cleaning of offices in the Hokkaido Government Annex. (From 6th floor to 8th floor, inclusive)

c. Cleaning of offices in the Hokkaido Government Annex. (From 9th floor to 12th floor, inclusive)

B. Bid tendering date and time :

a. 10:30 A. M., March 8, 2006
(If mailed, bids must arrive no later than March 7, 2006)

b. 11:00 A. M., March 8, 2006
(If mailed, bids must arrive no later than March 7, 2006)

c. 11:30 A. M., March 8, 2006
(If mailed, bids must arrive no later than March 7, 2006)

C. Contact point for notice :

Administrative Division, Department of General Affairs, Hokkaido Government.
Nishi 6, Kita 3, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8588 Japan.
Phone : 011-231-4111 Extension 22-113

北海道告示第56号

昭和63年北海道告示第315号（騒音規制法に基づく規制地域等の指定）の一部を次のように改正し、平成18年2月1日から施行する。

平成18年1月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

「石狩市」を「石狩市、北斗市」に改め、「上磯町、大野町」を削る。

備考 この告示により指定された地域であって従前から引き続き騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により指定されていたものに係る同法第12条第3項に規定する「指定地域となつた日」は、当該地域が従前の規定により最初に指定地域となつた日である。

北海道告示第57号

昭和63年北海道告示第317号（振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び

特定建設作業に伴って発生する振動を規制する地域等の指定）の一部を次のように改正し、平成18年2月1日から施行する。

平成18年1月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

「石狩市」を「石狩市、北斗市」に改め、「上磯町、大野町」を削る。

備考 この告示により指定された地域であって従前から引き続き振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により指定されていたものに係る同法第12条第3項に規定する「指定地域となつた日」は、当該地域が従前の規定により最初に指定地域となった日である。

北海道告示第58号

平成元年北海道告示第397号（悪臭防止法に基づく規制地域等の指定）の一部を次のように改正し、平成18年2月1日から施行する。

平成18年1月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

「石狩市」を「石狩市、北斗市」に改め、「上磯町、大野町」を削る。

備考 この告示により指定された地域であって従前から引き続き悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第3条の規定により指定されていたものに係る同法第8条第3項に規定する「指定地域となつた日」は、当該地域が従前の規定により最初に指定地域となった日である。

北海道告示第59号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、道営土地改良（立香地区畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（農業用排水、暗きょ、土層改良））事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、北海道胆振支庁に備え置いて、平成18年1月31日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成18年1月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第60号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成18年1月31日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成18年1月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
吉野共和	経営体育成基盤整備（区画整理、農業用排水、暗きょ）	北海道胆振支庁同

北海道告示第61号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成18年1月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 保安林予定森林の所在場所 古平郡古平町大字沖町24の2・25の4・28の7・29の4・117・字沢50・56・149・564・566（以上10筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志支庁経済部林務課及び古平町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第62号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成18年1月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | | |
|---|---------------|------------------|
| 1 | 解除に係る保安林の所在場所 | 上磯郡上磯町字湯ノ沢147の18 |
| 2 | 保安林として指定された目的 | 水源のかん養 |
| 3 | 解除の理由 | 鉄道用地とするため |

北海道告示第63号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成18年1月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | | |
|--|--------------------|--------------------------------------|
| 1(1) | 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 | 瀬棚郡今金町・久遠郡せたな町（以上2町について次の図に示す部分に限る。） |
| (2) | 保安林として指定された目的 | 風害の防備 |
| (3) | 変更後の指定施業要件 | |
| ア 立木の伐採の方法 | | |
| (ア) 主伐は、択伐による。 | | |
| (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 | | |
| (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 | | |
| イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 | | |
| 2(1) | 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 | 様似郡様似町（次の図に示す部分に限る。） |
| (2) | 保安林として指定された目的 | 土砂の崩壊の防備 |
| (3) | 変更後の指定施業要件 | |
| ア 立木の伐採の方法 | | |
| (ア) 主伐は、択伐による。 | | |
| (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 | | |
| (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 | | |
| イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 | | |
| 3(1) | 指定施業要件変更予定保安林 | 野付郡別海町（次の図に示す部分に限る。） |

の所在場所

- (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁経済部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第64号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を今金町役場の掲示場に掲示する。その要旨は、平成18年北海道告示第14号のとおりである。

平成18年1月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

所在が不明な者

瀬棚郡今金町字中里320の10所在の森林について所有権を有する 菅 原 隆 行

北海道告示第65号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成18年1月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 朝 日 桜 丘 線	夕張郡栗山町朝日3丁目1番地先から	平成18. 1.27
北海道札幌土木現業所	夕張郡栗山町松風3丁目46番地先まで	
道道 朝 日 桜 丘 線	夕張郡栗山町松風3丁目43番地先から	同
北海道札幌土木現業所	夕張郡栗山町松風3丁目24番1地先まで	
道道 夕 張 長 沼 線	夕張郡長沼町字馬追1816番1地先から	同
北海道札幌土木現業所	夕張郡長沼町字馬追山2020番6地先まで	

道道 長 沼 南 幌 線 北海道札幌土木現業所	空知郡南幌町緑町1丁目緑町2丁目65番1地先から 空知郡南幌町緑町1丁目緑町2丁目65番1地先まで	平成18. 1.27
道道 江 別 長 沼 線 北海道札幌土木現業所	空知郡南幌町1304番3地先から 空知郡南幌町3760番5地先まで	同
道道 馬追原野北信濃線 北海道札幌土木現業所	千歳市根志越2538番7地先から 千歳市長都315番3地先まで	同
道道 美唄達布岩見沢線 北海道札幌土木現業所	岩見沢市西川町372番1地先から 岩見沢市西川町719番2地先まで	同
道道 三 笠 栗 山 線 北海道札幌土木現業所	空知郡栗沢町字茂世丑1851番地先から 空知郡栗沢町字茂世丑1353番2地先まで	同
道道 余 市 赤 井 川 線 北海道小樽土木現業所	余市郡余市町登町1293番1地先から 余市郡余市町登町1206番6地先まで	同

北海道告示第66号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成18年1月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 赤平奈井江線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
赤平市字赤平692番1地先から 赤平市字赤平692番1地先まで	前	35.56mから 90.48mまで	248.88m	――
	前	18.00mから 90.48mまで	275.00m	――
	後	37.15mから 90.48mまで	248.88m	――
	後	18.36mから 90.48mまで	432.71m	――

道立小児総合保健センター
告 示

北海道立小児総合保健センター告示第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成18年1月27日

北海道立小児総合保健センター 所長 工 藤 亨

1 資格及び調達をする物品等の種類

平成17年度において道が締結しようとする(1)に定める一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成18年1月27日に一般競争入札の公告を行う北海道立小児総合保健センターで使用する電力の需給契約
- (2) 資 格 北海道立小児総合保健センターで使用する電力の需給契約に関する資格
- (3) 物 品 等 の 種 類 電力

2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)、(5)及び(6)によるほか、次による。

- (1) 平成18年1月1日現在において、電気事業を営んでいること。
- (2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項に規定する一般電気事業の許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定による特定規模電気事業の届けを行っている者。
- (3) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し確実に履行されている者であること。
- (4) 供給開始日から送電をすることが可能であること。

3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成18年1月27日から3月7日まで（土曜日及び日曜日を除く。）にしなければならない。
- (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

- ア 提出先の名称 北海道立小児総合保健センター
- イ 提出先の所在地 北海道小樽市銭函1丁目10番1号

- 4 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の

(1)による。

北海道立小児総合保健センター告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年1月27日

北海道立小児総合保健センター 所長 工 藤 亨

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

ア 調達をする物品等の名称

北海道立小児総合保健センターで使用する電力

(ア) 基本料金 契約電力 1kW 当たりの単価

(イ) 電力量料金 a 平日電力 1kWh 当たりの単価

b 休日電力 1kWh 当たりの単価

(ウ) 燃料費調整単価 当該月分の平日電力及び休日電力の合計使用量1kWh当たりの単価

イ 平成18年度使用見込み数量

(ア) 最大使用電力量 620kW

(イ) 年間予定使用電力量 2,658,000kWh a 平日電力 1,810,300kWh

b 休日電力 847,700kWh

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(4) 納入場所 北海道小樽市銭函1丁目10番1号

北海道立小児総合保健センター

2 入札に参加する者に必要な資格

平成18年北海道立小児総合保健センター告示第1号に規定する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道小樽市銭函1丁目10番1号 北海道立小児総合保健センター総務部総務課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道小樽市銭函1丁目10番1号 北海道立小児総合保健センター2階会議室（送付による場合は、郵便番号 047-0261 北海道立小児総合保健センター総務部総務課まで）

(2) 入札日時 平成18年3月17日（金）午前10時（送付による場合は必着のこと。）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道小樽市銭函1丁目10番1号

北海道立小児総合保健センター総務部総務課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、電子メール送信による交付を希望する場合は、北海道立小児総合保健センター総務部総務課（アドレス：goto.hidehiro@pref.hokkaido.jp）に申し込むこと。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法及び次によることとし、契約書の作成は要とする。

有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た金額の合計額）が最低である者を落札とする。

8 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税当面税事業者申請書を提出すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道立小児総合保健センター総務部総務課

イ 所在地 郵便番号 047-0261 北海道小樽市銭函1丁目10番1号

電話番号 0134-62-5511 内線 206

9 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

- a. Nature : Electricity to be used in Hokkaido, Children's Hospital and Medical Center
 - (a) A basic charge per kW
 - (b) A unit price per kWh
- b. Quantity :
 - (a) The maximum electricity : 600kWh
 - (b) The estimated amount of electricity for the year : 2,658,000 kWh

(Workday electricity supply : 1,810,300kWh, Holiday electricity supply : 847,700kWh)

B. Bid tendering date and time : 10:00 A. M., March 17, 2006

C. Contact : General Affairs Section, Hokkaido, Children's Hospital and Medical Center
1-10-1. Zenibako, Otaru, Hokkaido 047-0261 Japan.

Phone : 0134-62-5511 Extension 206

正誤

○平成17年11月18日（第1724号）

北海道告示第855号（農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

28 左 29

誤 苫前町・幌延町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）

正 幌延町（次の図に示す部分に限る。）、苫前町